## 神栖市社会福祉協議会

どなたでもご自由に参加できます。神栖社協ホームページにも掲載中!

~平成29年2月の勉強会のお知らせ &1月の勉強会報告~

第229回 地域ネットワーク勉強会

## 知ってて安心!!もしも…に備える 「相続・遺言・任意後見制度の知識」

講師:遠藤彰子 氏(弁護士)

【法テラス茨城法律事務所】

2月23日(木) 午後1時30分~ 午後3時30分

> 神栖市保健•福祉会館内 参加費無料

相続や遺言は'資産家など特定の人だけ必要なこと'と思っていませんか。司法統計によると、家庭裁判所への相続に関する相談や裁判は資産の大小にかかわらず、むしろ一般的なご家庭からの相談が増えています。

「大切な家族に安心して仲良く暮らしてほしい」「面倒を見てくれた人に遺産を残したい」といった思いを、確実に伝える方法の一つに遺言があります。遺言書には、自分で遺言の全文を自書する「自筆証書遺言」や公証役場で作成される「公正証書遺言」などがありますが、記載事項等は法律により厳密に決められています。

また将来に備える制度として、判断能力があるうちに、自分が認知症などにより判断能力が不十分になった場合の希望する生活や財産管理などを信頼できる人に依頼しておく"任意後見制度"があります。

今回の勉強会では、法テラス茨城の弁護士をお招きし、よくある相続のトラブルや実際に起きた裁判の 事例を紹介頂いた上で、相続の基本的な考え方や遺言書の種類及び作成上 の注意点、任意後見制度の概要についてお話いただきます。

大切なご家族のためにも、元気なうちから遺言や相続について考えて みませんか。

**经**条:者

※当日は勉強会会場内に情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所のパンフレットやチラシ、研修会案内などありましたら是非ご持参下さい。ご参加頂く皆様からの情報をお待ちしています。

申込・問い合わせ先: 神栖市社協 地域福祉推進センター 担当:三浦 電話 0299-93-0294



第228回 地域ネットワーク勉強会報告

平成29年1月26日開催 <参加者27名>

精神障害者の就労支援につながる日常生活支援

講 師:障害者支援施設ほびき園 有澤英之 氏 (精神保健福祉士 社会福祉士)

茨城県内では就労支援事業所が増加傾向にあります。本人が自分に合った事業所を選択できる環境ができたことで外出する機会となったり、就労にチャレンジするきっかけとなったりとメリットが多くあると考えられますが、事業所の利用や仕事に就くだけでなく、その後、調子を崩さずに継続していくことがとても大切です。そのため、健康管理や掃除、調理といった家事、対人関係など生活の基盤を整えることことが重要となります。

「"日々の生活を振り返る"→ "新たな気づきや目標を発見する"→ "成功体験を得る"といったことを継続することで対象者は、社会生活に必要なスキルを身につけることができます。支援者は、その方の達成感や自尊心を高められるよう、同じ歩幅に合わせながら関わっていきます。実際に就労継続支援A型事業所や一般就労へ進み、調子を崩さず精力的に取り組んでいる方がたくさんいます。」とこれまでの支援をもとに伝えて頂きました。